

国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第7条 教職員の採用にあたっては、採用予定者に対し次に掲げる事項を明示する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 任期の有無<u>及び</u>任期を付す場合には、任期に関する事項</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>2 明示は、前項第1号から第5号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(定年)</p> <p>第22条 教職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 教員 満65歳</p> <p>(2) 大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する者 満63歳</p> <p>(3) 前2号以外の教職員 満60歳</p> <p>2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(再雇用)</p> <p>第23条 第22条第1項第3号の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(労働条件の明示)</p> <p>第7条 教職員の採用にあたっては、採用予定者に対し次に掲げる事項を明示する。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 任期の有無<u>並びに</u>任期を付す場合には、任期に関する事項<u>及び</u>任期を更新する場合の基準に関する事項</p> <p>(4)～(11) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>第22条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(再雇用)</p> <p>第23条 第22条第1項第2号又は第3号の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>